# 対象受検機関:都市整備部下水道室経営企画課

### 1 地方公営企業法の適用

・大阪府の流域下水道事業は、事業着手から50年余りを経て普及率が向上し(平成29年度末96.3%)、生活環境の | い、経営戦略においての試算を前提とす | にわたり安定した下水道サ 向上はもとより、公共用水域の水質改善や浸水被害の軽減に大きく寄与している。今後は、老朽化の進む膨大な施 設を適切に管理し、必要な改築を着実に進めていくことが重要なテーマとなる。また、今後予想される人口減少な ど社会経済情勢の変化により、流域下水道を取り巻く経営環境は厳しくなると予想される。こうした状況下においして、各年度20数億円の純損失の発生が見し対応をはじめとした経営の て、府は平成30年4月から流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することとした。

事務事業の概要

・ねらいは、①経営状況を見える化し、経営の改革と基盤強化を推進することと、②安定した流域下水道サービス れば経営の健全性が低下し、長期的には を持続的に提供すること。

# 2 大阪府流域下水道事業経営戦略

#### (1) 概要

- ・府は、下水道を取り巻く状況及び課題に的確に対応し、安定した下水道サービスを継続して提供するため、流域 | る受益者からの使用料収入を財源として | 務規定の適用により、一層独 下水道事業経営戦略審議会(委員は大学教授、公認会計士等の外部有識者5名)の審議及びパブリックコメントを 経て、平成30年3月に大阪府流域下水道事業経営戦略を策定した。
- ・経営目標と目標達成のための施策、必要な投資目標と収支計画、将来を見据えた経費負担のあり方の方向性等をしれている。しかし、府では、これまで下し務省の示す地方財政措置の まとめた中長期の経営の基本計画で、計画期間は平成30年度からの10年間である。
- (2) 今後10年間(平成30年度~平成39年度)の収支見通し
- ・収益的収支(維持管理費、減価償却費等)において、減価償却費の計上に見合う収益の不足により、各年度におしきた。事業着手から50年余りを経て普及し適正な受益者負担のルール いて20数億円の純損失が発生するという試算となっている。

#### 今後10年間の収支見通し

①収益的収支計画

(単位:百万円)

	区分	}	年	度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35~39 年度(平均)
	収	収益的	計		64, 865	63, 944	62, 336	61, 094	60, 295	59, 962
	益的収	収入	うち長期前受金戻	入	33, 323	32, 448	31, 429	30, 483	29, 651	29, 050
		収益的	計		67, 325	66, 380	64, 694	63, 358	62, 510	62, 164
	支	支出	うち減価償却費		41, 714	40, 970	39, 778	38, 646	37, 656	37, 077
	当年	度純利益	(または純損失)		$\triangle$ 2, 460	$\triangle 2,437$	$\triangle$ 2, 358	△ 2, 264	△ 2, 216	△ 2, 202

### ②資本的収支計画

×	分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35~39 年度(平均)
資	資本的	<b>≅</b> †	39, 266	36, 282	41, 624	41, 545	44, 341	48, 282
本   的	収入	うち建設費負担金 (市町村)	4, 137	4, 262	4, 561	5, 120	5, 944	5, 756
加加	資本的	<del>=</del>  -	44, 561	41, 305	46, 512	46, 353	49, 035	53, 434
収支	支出	うち企業債償還金	20, 723	15, 451	18, 529	15, 941	15, 554	18, 525
資本	的収入が資	資本的支出に不足する額	5, 296	5, 023	4, 888	4, 809	4, 694	5, 152

(大阪府流域下水道事業経営戦略より抜粋)

検出事項

改善を求める事項(意見)

○地方公営企業法の財務規定の適用を行│○計画的な設備投資と将来 る経営状況を見える化した結果、今後10 ービスを提供していくため、 年間の収支見通しの収益的収支におい 込まれている。継続的に純損失が発生す 事業運営に支障を及ぼすこととなる。

見込まれている純損失への 安定化を図られたい。

○また、下水道事業は、公営企業と位置 ○そのために、平成30年4月 付けられており、本来、下水道を使用すしからの地方公営企業法の財 事業を行う独立採算制(雨水公費、汚水 私費の原則)によって経営するものとさ 水道の普及拡大のため、多額の公費(府 費)を投入し、受益者の負担を軽減して 率が向上した現在、膨大かつ老朽化の進 む資産を安定的に維持管理していく観点 からも、資本費負担について市町村との 経費負担のルールを早期に見直すことが 必要であるが、現在も従来どおりのルー ルが適用されている。

立採算制が求められること から、資本費負担について総 考え方(公費:私費(受益者 負担)7:3)を踏まえる等、 を速やかに構築されたい。

なお、ルールの構築にあた っては、市町村との連携を強 化し、経費負担の必要性につ いて理解が得られるよう、受 益者に対し、府の下水道事業 がトイレの水洗化等の生活 環境の向上はもとより、大阪 湾や河川の水質保全等にも 大きく寄与していることを わかりやすく示す等、効果的 な広報を実施されたい。

#### ※上記試算の前提

- ・処理する下水量については、全体的には下水道整備はピークを終えたが、普及率、水洗化率の上昇による水量増加を見込んで当面微増と設定。
- ・減価償却費は、過去の投資に対する費用として定額法で算出し、平成39年度まで漸減と設定。
- ・減価償却費の財源として、長期前受金戻入(減価償却費に対する国交付金、市町村負担金相当額)及び他会計補助金(一般会計繰入金=減価償却費と長期前受金戻入との差額の70%)を計上。

### 3 経営の健全性の向上のための取組

- 自らの経営努力
- ○更なる維持管理コストの縮減:ライフサイクルコストの最小化、積極的な省エネ機器の導入、更なる運転の 効率化、組織のスリム化など
- ○広域化及び共同化:処理区域の広域化や汚泥処理の共同化
- ○自主財源の確保:太陽光発電の売電や下水道ストックのポテンシャルを活かす
- 〇民間活力の活用:下水道資源やエネルギー(処理水、下水熱、消化ガスなど)の民間事業者による活用や、大規模施設の設置、改築でのPPP/PFI)手法の導入検討、改築や運転管理を含めた一体発注の可能性や運転管理業務のまとめ発注の検討

### ■ 新たな経費負担のルールの構築

- (1) 現在の市町村との経費負担のルール
- ・府では、これまで下水道の普及拡大のため、多額の公費(府費)を投入し、受益者の負担(市町村負担金として 徴収)を軽減してきた。市町村が負担する経費の区分及び現状は次のとおり。
- ①建設費負担金
- ・国庫補助金を除く費用の1/2を市町村から徴収している。純損失の要因にはなっていない。
- ②維持管理負担金(維持管理負担分)
- ・現在は、雨水排除、汚水処理、不明水処理、環境対策、水質管理、高度処理と項目別に分類し、それぞれ一般会計繰出金・受託事業等収入を除く費用について、各市町村から面積・人口等按分による負担金を徴収している。いわゆる「費用配分方式」といわれるもので、要する費用は必ず徴収できるため純損失の要因にはなっていない。
- ・ただし、この方式には「コスト縮減へのインセンティブが働きにくい」「収益を上げる余地がない」等のデメリットがある。このため、全国的に採用事例の多い、従量単価方式(実際の流入水量等に応じて費用を徴収する方式)等への転換について検討することが「大阪府流域下水道経営ビジョン」(平成24年3月)において求められたが、平成24年度以降に行った市町村との議論は低調に終わっている。
- ③維持管理負担金(資本費負担分)
- ・負担を求める経費は、建設改良工事実施の翌年度以降の起債元利償還金であり、総務省からは、元利償還金に対する財政措置として、「公費負担7割、私費負担3割」という考え方が示されている。
- ・しかしながら、平成30年度起債償還額に占める資本費回収見込額の割合は0.3%程度(8,200万円余り)と極めて 些少であり、純損失の主な要因となっている。これは、市町村負担の対象となる資本費については、建設改良費で 大阪府が負担した費用のうち、後年交付税措置の対象となる部分(臨時分40%)を除く残りの通常60%分に対して 「公費7割、私費3割」の考え方を適用していることや、平成20年度以降の施設改築事業に伴って発行された起債の みを算定の基礎(そのうち改築更新事業と新規事業を合わせて実施する場合は、改築更新部分に伴う起債のみを算 定の基礎)としているためである。

# (2) 経費負担のあり方検討会

・府は、経費負担のあり方について検討するため、各流域下水道協議会及び流域下水道制度検討会の合同による組織として、経費負担のあり方検討会を設置(平成30年2月)し、関連市町村との議論・意見集約を進めていくとしている。

# 措置の内容

- ○経営の安定化を図るため、「経費負担のあり方検討会」のほか、流域下水道協議会及び流域下水道制度検討会を通じて関連市町村との合意形成を進めた結果、減価償却費に対する受益者負担を令和7年より段階的に開始し、令和11年には総務省の示す地方財政措置の考え方(公費:私費(受益者負担)7:3)に基づいた負担制度に移行することを決定し、令和元年度末に関連市町村長宛に通知した。
- ○受益者に対し、経費負担の必要性について理解が得られるよう、下水道の役割や水質改善効果、流域下水道財政について分かりやすくまとめた「大阪府の下水道」パンフレット(平成31年4月)を作成し、関連市町村へ配布したほか、ホームページによる情報発信も併せて行うことで効果的な広報活動を行った。

監査(検査)実施年月日(委員:平成30年8月10日、事務局:平成30年6月12日から同年7月9日まで)